

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
株式会社アサクス
代表取締役社長 草間 雄介

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせいただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
ASAX広尾ビル 本社会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内函をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asax.co.jp>) に掲載させていただきます。

40頁に記載の「新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力のお願い」を必ずご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数増加により経済活動の制限が長期化しておりましたが、ワクチン接種等の各種対応策が進んだことにより回復の兆しが見えてきました。一方、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まり及び円安による物価上昇が懸念されており、今後の景気の下振れリスクとして注視していく必要があります。

不動産金融市場においては、前述のリスクによる影響は限定的であり、都心近郊における住宅地・商業地の地価に大きな変動は見られないものの、今後の不動産の流動性や不動産価格の動向については留意する必要があります。

このような環境の下、当社においては、従来通り「債権の健全性」を重視して債権内容の維持に努めつつも、積極的な顧客開拓を行ってまいりました。

その結果、当事業年度末における営業貸付金残高は、前事業年度末の72,205,083千円から6,019,389千円(8.3%)増加の78,224,473千円となりました。

当事業年度における経営成績は以下の通りです。

イ. 営業収益

営業貸付金利息は、平均貸出利率の低下傾向が続いていること及び前事業年度に延滞債権の解消による利息収入の計上があったこと等が主因となり、前事業年度比466,910千円(10.1%)の減少となりました。

その他の営業収益は、期中貸付額の増加等に伴い、手数料収入が前事業年度比244,069千円(33.8%)の増加となったこと等により、前事業年度比279,825千円(22.6%)の増加となりました。

以上により、当事業年度における営業収益は前事業年度比187,085千円(3.2%)減少の5,651,716千円となりました。

ロ. 営業費用

金融費用は、資金調達に係る手数料の計上があったこと等により、前事業年度比73,450千円(27.3%)の増加となりました。

売上原価は、当事業年度において計上するものがなく、前事業年度比26,257千円(100.0%)の減少となりました。

その他の営業費用は、前事業年度比14,604千円(1.0%)の増加となりました。

以上により、当事業年度における営業費用は前事業年度比61,798千円(3.6%)増加の1,786,078千円となりました。

ハ. 営業利益

前述のとおり、当事業年度における営業収益が前事業年度比187,085千円(3.2%)の減少、営業費用が前事業年度比61,798千円(3.6%)の増加となったことから、営業利益は前事業年度の4,114,521千円に比べて248,883千円(6.0%)減少の3,865,637千円となりました。

ニ. 経常利益

営業外収益、営業外費用ともに経常利益に大きな影響を与えるものはなく、経常利益は前事業年度の4,115,950千円に比べて248,499千円(6.0%)減少の3,867,450千円となりました。

ホ. 特別利益、特別損失

特別利益は、前事業年度、当事業年度ともに計上するものではありませんでした。

特別損失は、当事業年度において計上するものはなく、前事業年度比1,500千円(100.0%)の減少となりました。

ヘ. 当期純利益

法人税等合計は、前事業年度比104,247千円(7.3%)の減少となり、当事業年度における当期純利益は、前事業年度の2,681,760千円に比べて142,752千円(5.3%)減少の2,539,008千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は24,967千円であり、その主なものはサーバの入れ替え、支店の移転に伴う内装工事です。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (2019年3月期)	第 51 期 (2020年3月期)	第 52 期 (2021年3月期)	第 53 期 (当事業年度) (2022年3月期)
営業貸付金(千円)	67,837,042	72,267,419	72,205,083	78,224,473
営業収益(千円)	6,002,256	5,822,202	5,838,801	5,651,716
経常利益(千円)	4,269,275	4,051,293	4,115,950	3,867,450
当期純利益(千円)	2,763,595	2,621,790	2,681,760	2,539,008
1株当たり当期純利益(円)	83.80	79.50	81.32	76.99
総資産(千円)	71,475,862	76,010,712	78,826,761	83,717,737
純資産(千円)	35,165,670	37,292,820	39,479,941	41,425,381
1株当たり純資産額(円)	1,066.40	1,130.90	1,197.23	1,256.22

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式に変更しております。これに伴い、前事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第50期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

当社の子会社は、非連結子会社の株式会社フォーサイトの1社であります。なお、株式会社フォーサイトの状況は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社フォーサイト	10,000千円	100.0%	不動産事業

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 知名度向上による企業ブランド力の強化

当社はインターネット広告及び交通広告を中心にプロモーション活動を展開し、企業認知度及びブランド力の向上を図っております。今後は、従来通りの地道な活動に加え、新たな広告媒体の導入等により、企業認知度及び商品の有用性の積極的なプロモーション活動を行い、企業ブランド力の強化を図っていく所存です。

② 企業体質の強化

当社はおお客様の企業採算に乗る金利での資金供給を経営の基本方針にしております。この方針に基づき、お客様への貸出利率の引き下げを図りつつ、優良な顧客の開拓を積極的に行い、信用コストを抑えた良質な営業貸付金残高の積み上げを行ってまいります。

資金調達面におきましても金融機関からの借入コストの軽減を図ることに加えて、直接市場からの低利での資金調達にも注力し、財務内容の健全性を高め、企業体質の強化を図ってまいります。

③ 人材の育成

当社の財産は社員であり、当社が健全に成長していくためには、会社の経営理念をよく理解し、ロイヤルティが高い優秀な社員の育成が必須と認識しております。

そのため、社員の行動原理・原則を記した「企業行動憲章」の制定のほか、キャリアに応じた階層別研修を実施する等、人材育成の体制を構築しております。

このような体制の下、業務遂行に必要な知識や技術の習得及びコンプライアンスの徹底を図り、高い専門性と倫理観を兼ね備えた人材となるよう育成を行っております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

業務区分	業務内容
不動産担保ローン業務	不動産を担保とする事業資金等の融資を行っております。
信用保証業務	金融機関が行う不動産担保融資に対する信用保証業務を行っております。
不動産販売業務	債権回収を目的とした不動産の取得、販売を行っております。

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本店	東京都渋谷区	上野支店	東京都台東区
銀座支店	東京都中央区	立川支店	東京都立川市
新宿支店	東京都渋谷区	横浜支店	神奈川県横浜市
池袋支店	東京都豊島区	大宮支店	埼玉県さいたま市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	4名減	32.8歳	10.19年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,545,000千円
株式会社第四北越銀行	3,859,940
株式会社きらぼし銀行	3,055,000
株式会社新生銀行	3,000,000
株式会社東日本銀行	2,880,000
株式会社東京スター銀行	2,505,000
株式会社あおぞら銀行	2,350,000
NECキャピタルソリューション株式会社	1,125,000
株式会社高知銀行	1,045,000
株式会社三菱UFJ銀行	950,002

(注) 上記以外に債権流動化による資金調達額3,000,000千円があります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 108,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,980,500株
 (3) 株主数 10,284名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社フレキシブル	10,994,400株	33.34%
草間庸文	9,799,100	29.72
光通信株式会社	1,967,200	5.97
ビービーエイチ・フィデリティ・ピューリタン・フィデリティ・シリーズ・イントリンシック・オポチュニティズ・ファンド (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,035,600	3.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	835,600	2.53
諸藤周平	778,600	2.36
株式会社山和	770,100	2.34
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	601,500	1.82
ビービーエイチ・フォー・フィデリティ・ロー・プライズド・ストック・ファンド (プリンシパル・オール・セクター・サブポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	396,261	1.20
草間康子	270,000	0.82

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (4,500株) を控除して計算しております。
 2. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 835,600株
 3. 当事業年度末現在における株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の信託業務株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	草 間 庸 文	
代表取締役社長	草 間 雄 介	審査部長 株式会社フレキシブル取締役
取 締 役	池 尻 周 平	営業統括部長・管理部門担当
取締役(監査等委員)	成 田 隆 一	株式会社フローク・アドバイザー代表取締役社長 トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー 株式会社JBSファシリティーズ社外取締役 SGアセットマックス株式会社投資委員会外部委員
取締役(監査等委員)	松 崎 孝 夫	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
取締役(監査等委員)	林 康 司	株式会社MS&Consulting社外取締役 林総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)成田隆一氏、松崎孝夫氏及び林康司氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)成田隆一氏及び松崎孝夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任理由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
橋 本 鉄 郎	2021年6月29日	辞 任	社外取締役(監査等委員)

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	122,638 (-)	102,000 (-)	- (-)	20,638 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	11,250 (11,250)	11,250 (11,250)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	133,888 (11,250)	113,250 (11,250)	- (-)	20,638 (-)	7 (4)

- (注) 1. 退職慰労金等の額は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額20,638千円です。
2. 上記には、2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 1名の員数及び報酬の額が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名、取締役 (監査等委員) 3名であります。
3. 2016年6月29日開催の第47回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額については年額200,000千円以内、取締役 (監査等委員) の報酬限度額については年額15,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名、取締役 (監査等委員) の員数は4名 (うち、社外取締役は4名) です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役は4名）が出席し、十分な議論を尽くした上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

i 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）

金銭報酬である固定報酬、賞与及び退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

固定報酬については、持続的な企業価値向上に資するものであること、及び優秀な人材の確保を実現するものであることを基本として決定することとしております。

具体的には、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

賞与については、当社の営業成績に応じて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬とは別に株主総会の決議を経て決定することとしております。株主総会の決議が、個々の取締役が受けるべき賞与の額を示さなかった時の配分は、取締役としての個々の業務執行状況を評価して取締役会で決定することとしております。

退職慰労金については、所定の基準に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議することとしております。所定の基準としては、「役員退職慰労金規程」を制定しており、個別の支給額、支給方法及び支給時期については、取締役会における一任決議に基づき代表取締役社長が相当額の範囲内で決定することとしております。

ii 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

その役割及び独立性の観点から金銭報酬である固定報酬のみとし、固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、2021年4月2日開催の取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長草間庸文及び代表取締役社長草間雄介の協議の上決定しております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得ることとしており、監査等委員会は、当該報酬が会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案したものであり、内規に則した適切なものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における各取締役への固定報酬の決定は、2021年4月2日開催の取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長草間庸文及び代表取締役社長草間雄介の協議に委任しております。その権限の内容は、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役への年間報酬額を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務や職責の評価を行うのに最も適していると判断したからです。また、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得ることとしており、監査等委員会は、当該報酬が適切であり、基本方針に沿った内容であるかどうかを多角的に検討しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容
取 締 役 (監査等委員)	成 田 隆 一	株式会社フロック・アドバイザリー トキワユナイテッドパートナーズLLP 株式会社JBSファシリティーズ SGアセットマックス株式会社	代表取締役社長 パートナー 社外取締役 投資委員会外部委員
取 締 役 (監査等委員)	松 崎 孝 夫	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	林 康 司	株式会社MS&Consulting 林総合法律事務所	社外取締役 代表弁護士

(注) 兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 成田 隆一	<p>当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに出席し、不動産鑑定士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役（監査等委員） 松崎 孝夫	<p>当事業年度中に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識に基づいた発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役（監査等委員） 林 康司	<p>当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
イ. 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	22,700 千円
ロ. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,172 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、資金調達に関する合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2016年7月1日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスが経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、「アサックス企業行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより社会規範や倫理に則った企業活動を遂行することを基本方針とする。
- ロ. 「コンプライアンス規程」をはじめとした社内の諸規程を制定して取締役及び使用人に周知徹底を図り、以下の体制を整備・運用する。
 - i 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ii 監査等委員会は、取締役の職務執行状況につき、監査基準及び監査計画に基づき監査を行う。
 - iii コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、総務統括部長をコンプライアンス責任者に任命し、会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - iv コンプライアンス推進部署による研修等のコンプライアンス教育を通して、継続的に研鑽を積む環境を整備する。
 - v 内部通報制度を設け、その実効性を確保するために通報者の匿名性保持、通報に基づく調査・措置、通報者の不利益取扱の禁止等の措置を講じる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、法令、定款及び「文書管理規程」をはじめとした社内規程に基づき適正に保存及び管理を行う。
- ロ. 情報の管理に関しては「個人情報保護および安全管理に関する取扱規程」及び「個人情報保護および安全管理に関する運用細則」を策定し、遵守の徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。
- ロ. 「リスク管理規程」により、リスクの定義及びリスク管理部署を定め、当社を取り巻くリスクに対し、リスクの排除、予防及びリスクによる不測の損失に対し効果的に対処する管理体制を整備する。

ハ. 万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織して迅速な対応を行い、損失の拡大を防止し、これを最小限に止めるよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

ロ. 「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務の分掌及び権限について詳細を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

ハ. 取締役会の事務局を設置し、資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、付議基準に定める事項が適時に上程・審議できる体制を確保する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を行うとともに、当社からの役員の派遣、当社監査等委員会及び内部監査室による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において「リスク管理規程」を定めてリスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社が抱えるリスクを把握し、適正に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した役員に業務執行を委嘱し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、その事業内容に応じて「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の体制を構築及び運用させる。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえに必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
イ. 前号の取締役及び使用人の任命・異動等の人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
ロ. 前号の取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
イ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
i 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況の報告を行う。
ii 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに常勤の監査等委員に報告を行い、常勤の監査等委員は臨時監査等委員会を招集し、事実の報告を行う。
ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
i 当社は、子会社の取締役及び使用人がその業務執行に関し当社の監査等委員会から報告を求められた場合、速やかに報告するための体制を整備する。
ii 「コンプライアンス規程」により子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に直接報告を行うことができる体制を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、「コンプライアンス規程」において報告者の不利益取扱いの禁止等の措置を規定する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を処理するものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
ロ. 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人との連携を保ち、意見交換及び情報交換により監査等委員会の監査の実効性を確保する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「アサックス企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを宣言し、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンス規程」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとする。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、内部監査室が代表取締役社長の指示の下、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の態勢構築・整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社では、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、コンプライアンス推進部署による社内研修を定期的実施しております。また、定例会議等において、コンプライアンス体制の強化のための情報共有や実施施策の効果についての検証を行っており、コンプライアンスの実効性確保や改善に努めております。

内部統制システムの運用状況については、担当役員によるモニタリングを常時実施しており、その結果については取締役会において定期的に報告・検討を行っております。

② リスク管理体制

当社では、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行うため、「リスク管理規程」に基づき、リスクの種類に応じて主管部署及び管理責任者を定めております。

管理責任者は、日常的なモニタリングによるリスクの排除及び予防に努め、リスクの発生又は発生可能性が認められる場合においては研修を実施する等の方策で周知徹底を図るほか、定期的なリスク評価を行い、その結果及び対応策につき取締役会において報告いたしております。

また、定期的に行う内部監査を通してリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

③ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、当事業年度において13回開催された監査等委員会のほか、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、並びに会社の業務及び財産の状況の調査等により情報収集に努め、取締役及び主要な使用人等の職務執行の監査を実施いたしております。

また、内部監査室及び会計監査人との情報・意見交換を通じて連携を図り、監査の実効性の向上に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関する基本方針といたしましては、1株当たり利益水準を高めるべく収益力の向上に努め、その収益力を基準に企業体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の確保等を考慮したうえで増配等の方策により、株主に対し積極的に利益還元を行う方針です。

このような基本方針を踏まえて、配当性向は概ね20%といたしておりますので、当期純利益の増減に伴い配当金も変動させていく方針です。また、内部留保金につきましては営業貸付金に充当し営業力の強化を図っていく方針です。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	82,966,581	流 動 負 債	13,561,561
現金及び預金	3,632,569	1年以内返済予定の長期借入金	12,774,928
営業貸付金	78,224,473	未払金	74,849
販売用不動産	24,586	未払費用	35,615
前払費用	44,370	未払法人税等	630,748
その他	1,126,880	預り金	15,847
貸倒引当金	△86,300	前受収益	5,396
貸倒引当金	△86,300	賞与引当金	23,727
固 定 資 産	751,155	その他	449
有形固定資産	95,149	固 定 負 債	28,730,794
建物	66,707	長期借入金	27,530,056
構築物	33	退職給付引当金	104,600
車両運搬具	8,900	役員退職慰労引当金	1,052,838
工具、器具及び備品	18,068	その他	43,300
土地	1,440	負 債 合 計	42,292,355
無形固定資産	24,453	純 資 産 の 部	
借地権	5,000	株 主 資 本	41,425,381
ソフトウェア	11,576	資 本 金	2,307,848
その他	7,876	利 益 剰 余 金	39,118,783
投資その他の資産	631,552	利益準備金	576,962
関係会社株式	10,000	その他利益剰余金	38,541,821
繰延税金資産	447,270	別途積立金	35,800,000
その他	174,282	繰越利益剰余金	2,741,821
投資その他の資産	631,552	自 己 株 式	△1,250
関係会社株式	10,000	純 資 産 合 計	41,425,381
繰延税金資産	447,270	負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,717,737
その他	174,282		
資 産 合 計	83,717,737		

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	4,133,999	
そ の 他 の 営 業 収 益	1,517,717	5,651,716
II 営 業 費 用		
金 融 費 用	342,239	
そ の 他 の 営 業 費 用	1,443,839	1,786,078
営 業 利 益		3,865,637
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	605	
受 取 手 数 料	1,286	
雑 収 入	338	2,264
IV 営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	451	451
経 常 利 益		3,867,450
税 引 前 当 期 純 利 益		3,867,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,327,267	
法 人 税 等 調 整 額	1,175	1,328,442
当 期 純 利 益		2,539,008

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式		株 主 資 本 計 合 計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
2021年4月1日 残高	2,307,848	566,822	33,800,000	2,806,520	37,173,343	△1,250	39,479,941	39,479,941
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立て	—	—	2,000,000	△2,000,000	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	10,139	—	△603,707	△593,568	—	△593,568	△593,568
当 期 純 利 益	—	—	—	2,539,008	2,539,008	—	2,539,008	2,539,008
事業年度中の変動額合計	—	10,139	2,000,000	△64,698	1,945,440	—	1,945,440	1,945,440
2022年3月31日 残高	2,307,848	576,962	35,800,000	2,741,821	39,118,783	△1,250	41,425,381	41,425,381

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式に変更しております。これに伴い、財務諸表の数値について、消費税を控除した金額で表示することとしております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

4. 会計上の見積りに関する注記

不動産担保ローン業務における貸倒引当金の計上

① 当事業年度に計上した金額

貸倒引当金（流動資産）	86,300千円
計	86,300千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

当社は、一般債権については貸倒実績率により算定された貸倒見積高を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した上で、当該債権の期末残高から担保不動産による回収見込額を減額して算定された貸倒見積高を貸倒引当金として計上しております。なお、担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。

ロ. 主要な仮定

担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。その主要な仮定は、担保不動産による回収額が、採用した回収見込額を下回らないことであり、不動産市況の影響を受けます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による重要な影響はないと仮定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の担保不動産による回収時点において、当該担保不動産の価格に重要な下落がないとする仮定には不確実性があり、不動産市況の動向により担保不動産による回収見込額が当該債権の貸付金残高を下回った場合は、営業貸付金の回収可能性に重要な影響を与えるリスクがあります。なお、不動産市場における実勢価格が大幅に下落した場合には、追加の個別貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

営業貸付金	4,857,166千円
計	4,857,166千円

② 上記に対応する債務

長期借入金	3,000,000千円
計	3,000,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 216,292千円

(3) 保証業務に係る債務保証残高 39,337,413千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	32,980,500	—	—	32,980,500
合計	32,980,500	—	—	32,980,500
自己株式				
普通株式	4,500	—	—	4,500
合計	4,500	—	—	4,500

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	593,568	18	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 2022年6月28日開催の第53回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 593,568千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 18円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月29日

③ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	24,019 千円
賞与引当金	7,265
役員退職慰労引当金	322,378
退職給付引当金	32,028
未払事業税	29,196
未収利息不計上額	2,319
会員権評価損	11,574
その他	18,488
繰延税金資産計	447,270
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	447,270

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、不動産担保ローン事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して銀行等金融機関からの資金調達を行っております。これらの有利子負債に係る調達金利は市場環境等により変動するため、金利変動による不利な影響が生じないように、一部の借入金に対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。なおデリバティブ取引は当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に従い実施されております。

また調達した資金は、営業貸付金を中心とした事業運営全般に使用されております。営業貸付金には、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び担保不動産の価格変動リスクがあります。当社は「融資規程」等の内規に基づいて適正な与信限度額の設定及び途上与信管理における債権メンテナンス（担保不動産の再評価）によりリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である関係会社株式（貸借対照表計上額10,000千円）は、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業貸付金 (*)	78,224,473		
貸倒引当金	△86,300		
資産計	78,138,173	78,473,343	335,170
(2) 長期借入金（1年以内返済予定も含む）	40,304,984	40,304,693	△290
負債計	40,304,984	40,304,693	△290
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 営業貸付金	—	—	78,473,343	78,473,343
資産計	—	—	78,473,343	78,473,343
(2) 長期借入金(1年以内返済予定も含む)	—	40,304,693	—	40,304,693
負債計	—	40,304,693	—	40,304,693
(3) デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、貸付期間及び利率ないし担保状況に応じた債権区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。また、担保による回収を予定している債権については、担保による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。これらの営業貸付金の時価はレベル3の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(※) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(3) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社山和 (注1)	東京都渋谷区	52,918	不動産賃貸業	(被所有)直接 2.34	不動産の賃借	営業用店舗の賃借 (注2)	80,884	前払費用	7,414
							敷金の差入 (注2)	—	投資その他の資産のその他(敷金)	54,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役草間庸文及びその近親者が合計で議決権の78.0%を直接所有している会社であります。
2. 本店及び銀座支店として利用しているものであり、賃料及び敷金の差入れは近隣の相場をもとに交渉により決定しております。

10. 収益認識に関する注記

当社の営業収益は、貸出業務から生じる営業貸付金利息及び手数料等、保証業務から生じる信用保証収益及び手数料から構成されております。当該業務から生じる収益は、収益認識会計基準第3項に定められる企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、又は金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料に該当するものであり、同会計基準の適用対象外であることから、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,256円22銭
- (2) 1株当たり当期純利益 76円99銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 アサックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天 野 清 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木 康 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社アサックス 監査等委員会

監査等委員 成 田 隆 一 ⑩

監査等委員 松 崎 孝 夫 ⑩

監査等委員 林 康 司 ⑩

(注) 監査等委員成田隆一、松崎孝夫及び林康司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第53期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は593,568,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="323 264 411 297">附 則</p> <p data-bbox="448 333 531 367">(新設)</p>	<p data-bbox="938 264 1026 297">附 則</p> <p data-bbox="820 333 1394 613"><u>第3条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 618 1394 757"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="820 761 1394 900"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	草間庸文 (1949年9月26日生)	1974年9月 当社取締役 1981年11月 株式会社山和住宅（現株式会社山和） 取締役 1993年1月 同社代表取締役 1994年5月 当社代表取締役社長 2005年11月 株式会社山和住宅（現株式会社山和） 代表取締役辞任、取締役就任 2007年11月 同社取締役辞任 2020年6月 当社代表取締役会長（現任）	9,799,100株
2	草間雄介 (1985年5月9日生)	2008年4月 オリックス株式会社入社 2008年4月 株式会社フレキシブル取締役（現任） 2011年3月 オリックス株式会社退社 2013年3月 当社入社 2013年6月 当社取締役 2015年5月 当社取締役審査部長・管理部門担当 2017年6月 当社常務取締役審査部長・管理部門担当 2020年6月 当社代表取締役社長兼審査部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フレキシブル取締役	225,000株
3	池尻周平 (1978年6月20日生)	2002年3月 当社入社 2008年2月 当社銀座支店長 2010年2月 当社本社営業課長 2016年5月 当社本社営業部長 2016年6月 当社取締役営業統括部長 2020年6月 当社取締役営業統括部長・管理部門担当 (現任)	6,900株

- (注) 1. 候補者草間庸文氏は当社の経営を支配している者であります。
 2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 候補者草間雄介氏は、株式会社フレキシブルの取締役をしております。同社は当社株式10,994,400株を保有しております（2022年3月31日現在）。
 4. 各候補者の選任理由は次のとおりであります。
 (1) 取締役候補者草間庸文氏は、当社代表取締役として長年にわたり経営全般に携わり、経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、幅広い人脈を有しております。同氏は経験・実績に基づく強いリーダーシップと確固たる決断力を備えており、当社の持続的な企業価値向上の実現のために、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。

- (2) 取締役候補者草間雄介氏は、金融及び経営に関する豊富な知識を有しており、当社の業務に精通していることに加え、2020年6月からは当社代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等、組織運営能力を發揮しております。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、当社の企業価値向上と持続的成長の実現のために、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者池尻周平氏は、当社における営業部門責任者としての豊富な経験を有しており、当社の業務に精通しております。同氏は取締役として就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役松崎孝夫氏及び林康司氏の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつ ざき たか お 松 崎 孝 夫 (1955年9月25日生)	1979年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 1999年9月 同行東京支店東京営業第二部長 2009年10月 同行執行役大阪支店長 2010年9月 同行常務執行役員大阪支店長 2010年10月 同行常務執行役員法人部門副部門長兼法人営業統轄本部長 2012年2月 同行退行 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構常務取締役 2014年6月 当社社外取締役 2016年4月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長	600株
2	はやし こう じ 林 康 司 (1965年2月27日生)	1995年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1995年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2000年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 2007年1月 TMI 総合法律事務所パートナー 2013年12月 新堂・松村法律事務所マネージング・パートナー 2016年6月 株式会社MS&Consulting社外取締役（現任） 2017年4月 林総合法律事務所設立、代表弁護士（現任） 2020年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社MS&Consulting社外取締役 林総合法律事務所代表弁護士	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者2氏全員は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

(1) 候補者松崎孝夫氏につきましては、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当

社の監査等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

(2) 候補者林康司氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

4. 候補者松崎孝夫氏及び林康司氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって松崎孝夫氏が6年、林康司氏が2年となります。

なお、候補者松崎孝夫氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（取締役）であったことがあります。

5. 当社では松崎孝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力のお願い

本株主総会において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《株主様へのお願い》

- ◎新型コロナウイルス感染拡大状況にご留意いただき、本年は、健康状態に関わらずご出席を見合わせていただき、書面による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ◎発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。
- ◎ご出席を検討されている方は、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

《当社の対応について》

- ◎当社役員は、株主総会開催中のご報告や質疑応答においてもマスクを着用させていただきますのでご了承ください。
- ◎本総会の運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきます。
- ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- ◎会場受付にて、マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。

当社では、会場での感染防止措置を可能な限り講じ、徹底してまいります。が、株主総会へのご出席をご予定またはご検討されている株主様におかれましては健康と安全面から慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容などによって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asax.co.jp>) にてお知らせいたしますので、随時ご確認くださいようお願い申し上げます。

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 ASAX広尾ビル 本社会議室
東京都渋谷区広尾一丁目3番14号



交通のご案内

- JR線

恵比寿駅下車（西口・東口より徒歩約5分）

- 東京メトロ日比谷線

恵比寿駅下車（1番出口より徒歩約5分）

- ※ 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。